

慶弔見舞給付金一覧表（１）

給付事由		給付金額	必要書類 <small>（慶弔見舞金支払請求書兼証明書には、事業所の証明が必要です。）</small>	
祝 金	結婚祝金	会員が結婚したとき ※１	20,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 戸籍謄本／抄本(写)又は 婚姻届受理証明書(写)
	出生祝金	会員またはその配偶者 が出産したとき ※２	10,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 戸籍謄本／抄本(写)又は 出生届受理証明書(写)又は 母子手帳の出生届出済証明の写
	入学祝金	会員の子供が小学校に 入学したとき	5,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 入学通知書の写 又は 在学を証明できるもの(写)
		会員の子供が中学校に 入学したとき	5,000円	
	卒業祝金	会員の子供が中学校を 卒業したとき	5,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 卒業証書の写 又は 卒業を証明できるもの(写)
	銀婚祝金	会員が結婚25周年を 迎えたとき	5,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 戸籍謄本／抄本(写)
	還暦祝金	会員が満60歳に 達したとき	5,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 運転免許証の写、 個人番号カードの写 戸籍謄本／抄本(写) ※生年月日が確認できる公的証明
	古希祝金	会員が満70歳に 達したとき	5,000円	
餞 別 金	退職餞別金	入会より3年以上経過した会員が 退職により退会したとき	3,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 退会届
		入会より5年以上経過した会員が 退職により退会したとき	5,000円	
		入会より10年以上経過した会員が 退職により退会したとき	10,000円	

※１・※２ 給付資格取得後1年以内の場合、50%削減となります。

○上記以外にも証明書類等の提出をお願いする場合があります。

慶弔見舞給付金は入会月の翌月1日以降に発生した事由において支給します。

慶弔見舞給付金一覧表（２）

給付事由			給付金額	必要書類	
（慶弔見舞金支払請求書兼証明書には、事業所の証明が必要です。）					
死亡弔慰金	会員	病気による	70歳未満	150,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 死亡診断書の写
		※3	70歳以上	75,000円	
		不慮の事故等		500,000円 (100,000円)	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 死亡診断書の写、 傷害事故発生通知書、その他必要な書類
	会員の家族	配偶者		100,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書
子		50,000円			
親		10,000円			
見舞金	重度障害	病気による	70歳未満	150,000円	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 障害診断書、 その他必要な書類
		※4	70歳以上	75,000円	
		不慮の事故による重度障害		500,000円 (100,000円)	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 障害診断書、 傷害事故発生通知書、その他必要な書類
	傷病	不慮の事故による障害		20,000円～450,000円 (4,000円～90,000円)	慶弔見舞金支払請求書兼証明書
		休業14日以上30日未満		10,000円	
		休業30日以上90日未満		20,000円	
休業90日以上120日未満		30,000円			
住宅災害	火災等	全焼・全壊	500,000円 (100,000円)	慶弔見舞金支払請求書兼証明書 及び 罹災証明書、 被災状況申告書兼証明書、見積書（請求書）、 被災状況のわかる写真、その他必要な書類	
		半焼・半壊	350,000円 (70,000円)		
		一部焼・一部壊	150,000円以内 (30,000円以内)		
	自然災害	全壊・流失	150,000円 (100,000円)		
		半壊	75,000円 (50,000円)		
		一部壊	15,000円以内 (10,000円以内)		
		床上浸水	30,000円以内 (20,000円以内)		

※3・※4 給付資格取得後1年以内の場合、50%削減となります。

※5 傷病見舞金は、会員の傷病休業後、職場復帰が確定したときに適用されます。

○給付事由の給付認定基準は、一般財団法人福島県民共済会の定めによります。

○給付金額欄の下段カッコ内金額は、①満81歳以上の会員、②新規加入時に満71歳以上の会員に適用されます。

（平成26年4月1日以降）

○上記以外にも証明書類等の提出をお願いする場合があります。

慶弔見舞給付金は入会月の翌月1日以降に発生した事由において支給します。